

## 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

平成23年12月26日  
人権・同和対策課

鳥取県では、平成21年度から、人権尊重の社会づくり相談ネットワークを「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の中に位置づけて、県民からの人権相談に総合的に対応し、人権相談員からの助言、各種専門家の支援、関係機関との連携などを行なながら、相互の理解と自主的な取組によって解決の促進を図っています。

平成23年度の11月末までのこの相談ネットワークで対応した相談の概要等については次のとおりです。

## 1 相談件数等・別添のとおり

## 2 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
①整理・関係機関への伝達  相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進	子ども（保育園職員の指導）	相談内容を整理し県子育て支援課及び市担当課に伝達し、保育園内の問題について確認。その後も相談員が助言するなど、継続して支援し、解決を促進
	公務員（職員の指導）	相談内容を整理し県専門学校に伝達し、対応を要請。学校側と相談者で話し合いがされ、相談者が納得
②第三者として当事者に伝達  相談内容を第三者として冷静に伝達し、問題への対応を促進	女性（プライバシーの侵害）	相談内容を整理し、解決のための情報を提供。その結果、本人が冷静を取り戻し、協議等による解決を促進
	高齢者（虐待）	受容と傾聴により精神的に安定。相談内容を解決するための問題点を整理し、関係機関を紹介し解決を促進
③ケース会議開催など関係機関と緊密に連携した支援  関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進	労働者（パワーハラスメント）	相談内容を整理し、解決のための情報提供及び助言。その結果、本人が相談関係機関を訪問し、解決を促進
	障がい（家族による虐待）	関係機関が集まって対応方針を検討する会議に参加してコーディネーター的役割を果たし、機関ごとの支援方針を明確にした。その後、関係機関がこの方針に基づく支援を実施し要支援者の問題の解決を促進
④必要な情報の提供 問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供	外国人・子ども・公務員（学校の対応）	相談された学校で起きた問題について整理し、教育関係機関が集まり話し合いを行い、問題解決に向けた支援を行うとともに、解決に向けた促進を行った。
	女性（離婚）	問題を整理し、課題ごとに相談先等を情報提供。これに基づき相談者が関係機関に相談し問題の解決を促進
⑤関係機関等への助言 問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供	高齢者（介護保険制度）	介護保険制度の概要について説明し、保険制度の窓口等の情報を提供。これに基づき相談者が関係機関に相談し問題の解決を促進
	疾病（サービス提供）	相談者の問題解決の整理をし、県関係機関に連絡し情報提供。これに基づき相談者が関係機関に相談し問題解決を促進
	障がい（サービス提供）	相談者の問題解決の整理をし、町関係機関に連絡し情報提供。これに基づき相談者が関係機関に相談し問題解決を促進

### 3 専門相談員の相談事例等

#### (1) 専門相談員が行った相談事例

専門相談員	具体例	
	相談分野	対応状況
法律（弁護士）	疾病（医療機関対応）	医師法や診療のあり方などについて解決を促進するための助言
〃	その他（近隣とのトラブル）	裁判及び損害賠償の可能性について解決を促進するための助言
〃	その他（管理費）	管理費を巡るトラブルについて助言。調停という形で解決できないか助言。助言に基づき相談者が解決へ調整

#### (2) ケース会議での活用事例

今年度から新たにケース会議での専門相談員の活用も行っており、専門相談員の専門的知見に基づくアドバイスにより、相談事例の解決を促進している。

専門相談員	具体例	
	相談分野	対応状況
福祉（社会保険労務士）	高齢者・公務員・障がい	ケース会議において相談事例の解決を促進するための助言
精神医療（精神科医）	障がい（精神障がい）	ケース会議において相談事例の解決を促進するための助言

### 4 その他

#### (1) 相談関係機関の訪問

今年度は市町村や相談機関の訪問回数を増やし、相談ネットワークの周知を行うとともに連携・協力の依頼を行っている。

その結果、関係機関とのスムーズな連携により解決がなされた事例も出てきている。

○訪問市町村：鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、米子市、境港市、日吉津村、大山町、伯耆町、日野町、江府町、日南町 13市町村

○訪問関係機関：法務局、市町村社会福祉協議会等22カ所

#### (2) 合同相談の実施

外国人のための人権相談として、平成23年12月から（公財）鳥取県国際交流財団との合同相談を試行的に始めた。（毎月第2日曜日の午後。於鳥取県国際交流財団本部）

#### (3) 外国語の人権相談チラシの作成

外国人への人権相談窓口の周知を図るため外国語（英語・中国語）の人権相談窓口チラシを作成する。

## 人権相談窓口における相談の状況について

平成20年4月から平成23年11月までに、人権相談窓口へ寄せられた相談の概要は、次のとおり。  
 (平成20年度は予算措置のみによる試行)

### 1 相談件数

#### ①受付機関別

	H20	H21	H22	H23
人権局	115	120	106	63
中部県民局	24	36	33	22
西部県民局	54	108	157	149
計	193	264	296	234

#### ②相談形態別

	H20	H21	H22	H23
面接	100	111	122	124
電話	89	145	164	99
封書等	4	8	10	11
計	193	264	296	234

### 2 相談内容

#### ①分野別

	同和問題	外国人	障がい	子ども	女性	高齢者	公務員によるもの	労働者	疾病	その他	計
H20 年度	3	0	28	12	13	12	27	50	2	70	217
H21 年度	6	6	54	13	25	30	47	39	11	69	300
H22 年度	10	3	101	9	15	14	83	27	32	50	344
H23 年度	3	8	91	11	11	29	37	32	28	41	291

※ 相談内容により複数の分野に計上

平成23年度 障がい細分（複数計上）…身体 2、知的 17、精神 18、発達 64、不明 1

#### ②行為類型別

	差別表現	落書き	インターネット	就労（募集採用）	就労（左以外）	虐待（身体的）	虐待（心理的）	虐待（性的）	虐待（経済的）	虐待（ neglect）	サービス提供	就学
H20 年度	6	0	2	6	61	5	6	1	0	1	10	0
H21 年度	8	1	1	4	32	7	28	1	6	4	49	4
H22 年度	9	0	9	0	20	5	14	1	3	1	115	0
H23 年度	4	0	0	5	24	0	5	0	2	0	116	4

	プライバシー	居住・生活の安全	報道被害	誹謗中傷	嫌がらせ	いじめ	セクハラ	性犯罪	結婚差別	賃貸拒否	その他	計
H20 年度	5	14	2	14	2	6	2	0	1	1	83	228
H21 年度	7	32	2	35	39	23	4	1	1	1	64	354
H22 年度	16	74	1	22	85	27	0	1	0	0	17	420
H23 年度	12	77	2	11	43	21	1	0	0	0	19	346

※相談一件であっても相談内容により複数の行為類型に計上

### 3 相談窓口の対応状況

	情報提供・助言	他機関（県の機関）紹介	他機関（県以外）紹介	その他（傾聴など）	計
H20 年度	117	20	17	39	193
H21 年度	178	24	13	49	264
H22 年度	211	14	6	65	296
H23 年度	192	6	6	30	234